

公的年金からの 市県民税特別徴収のお知らせ

税務課市民税係 ☎(63)2112

平成21年度から始まった公的年金からの市県民税特別徴収制度は、公的年金に係る市県民税をあらかじめ引き落とすものです。

22年度から2年目を迎えるこの制度の徴収方法などについてお知らせします。

すでに特別徴収されている人

年金からの特別徴収（年金から引き落とし）は、年度途中での税額変更や転出などの異動が無い限り継続します。このため、現年度の特別徴収税額と同じ額を翌年度の4月、6月、8月に仮徴収額として特別徴収を繰り返していきます。

●特別徴収納付額の算出例（年税額6万円の場合）

平成21年度(1年目)

月	普通徴収			特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額(円)		15,000	15,000	10,000	10,000	10,000

平成22年度(2年目)

月	特別徴収					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額(円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	仮徴収額			本徴収額		

特別徴収が停止になった人・4月1日現在で65歳の人

「年の途中で税額が下がった」「転出で特別徴収が停止になった」などの理由で普通徴収（納付書で納める）に戻った人や、平成22年4月1日現在で65歳の方は、**6月と8月は普通徴収、10月から特別徴収**が開始になります。

仮徴収した分は本徴収で調整します。

次のような人は、市県民税の税額が前年度に比べ少なくなることがあります。

- ・前年に比べ収入が減少した。
- ・扶養控除などの所得控除額が増加した。
- ・平成21年1月2日～4月2日の期間に65歳になり、右の表のように「公的年金に係る雑所得の算式」が変わって、所得金額が減少した。

いずれの場合も、仮徴収した分は本徴収で調整します。仮徴収額が当該年度分の税額を超えた場合は、納めすぎた分を還付します。

※対象者には別途通知します。

◎公的年金に係る雑所得の算式

65歳未満(昭和19年1月2日以後生まれ)

公的年金収入金額(A)	所得金額
130万円以下	A-70万円
130万円超410万円以下	A×0.75-37万5千円

65歳以上(昭和19年1月1日以前生まれ)

公的年金収入金額(A)	所得金額
330万円以下	A-120万円
330万円超	65歳未満に準じる